

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第 69 号)

令和7年10月20日

徳情個審答申第 69 号

令和 7 年 10 月 20 日

審査庁

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島内 保彦

徳島市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 8 月 18 日付け行財発第 30 号により徳島市長から諮問のありました公文書の非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長が行った本件非公開決定処分（令和 7 年 7 月 30 日付け保険発第 733 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 7 年 7 月 11 日、徳島市長に対し、「特定の故人に係る後期高齢者医療保険料払込明細書（平成 24 年～令和元年）」（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求め、徳島市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 処分担当課は、本件請求対象文書は、条例第 7 条第 2 号に規定する非公開情報を含むところ、本件請求対象文書の存否を回答するだけで当該非公開情報を公開することとなるため、本件公開請求には応じられないとする趣旨の通知文書を、令和 7 年 7 月 22 日付けで審査請求人に対し送付した。
当該通知文書に対し、審査請求人からは、本件公開請求の取下げ等の意向は示されなかった。
- 3 前記 1 及び 2 の経緯から、徳島市長は、本件公開請求に対し、本件公開請求においては対象となる個人が特定されており、本件請求対象文書

の存否を答えること自体が、条例第 7 条第 2 号の非公開情報を公開することになるとして、条例第 10 条の規定により、請求の対象とされている公文書の存否を明らかにしないで非公開とする本件処分をした。

4 審査請求人は、令和 7 年 8 月 4 日、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

5 徳島市長は、令和 7 年 8 月 18 日に当審査会に本件審査請求に係る諮問を行った。

なお、本件諮問に関しては、徳島市長が、処分担当課に対し弁明書の提出を、審査請求人に対し反論書の提出を求めているところ、それぞれ同年 8 月 29 日付け、同年 9 月 7 日付けで提出された。

第 3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 本件請求対象文書に関し、その対象年を異にする令和 2 年から令和 6 年までの分については公開されており、このことと本件処分は整合性がとれない。
- 2 徳島市には、死者に関する情報の開示申出制度が設けられていない。
- 3 徳島市情報公開・個人情報保護審査会は、過去の答申（令和 2 年 6 月 29 日付け答申第 36 号）において死者の個人情報を開示すべきと答申しているが、当該答申は、令和 5 年 4 月 1 日に廃止された徳島市個人情報保護条例第 14 条に基づく自己の情報の開示請求権に関するものであり、死者の個人情報に関する開示請求権の有無が明確ではない。
- 4 審査請求人は、本件請求対象文書に係る特定の故人の相続人であり、相続協議の必要書類として、本件請求対象文書が必要である。
- 5 処分担当課は、令和 7 年 7 月 22 日付けで送付した通知文書により補正を求めたと主張するが、当該通知文書からは、補正を求める趣旨を読み取ることはできず、本件処分は条例第 12 条第 1 項に規定する決定期限を徒過して行われたものであり、その点において手続的瑕疵がある。

第 4 徳島市長の主張の要旨

- 1 本件請求対象文書は、後期高齢者医療制度の被保険者の住所・氏名・支払済み保険料額等が記載された文書であり、これらの情報は条例第 7 条第 2 号に規定する非公開情報に該当する。

2 本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する非公開情報である、特定の個人が後期高齢者医療制度へ加入し、保険料を納付しているか否かという事実を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定により存否応答拒否できるものとして非公開としたものである。

3 後期高齢者医療保険料払込明細書は、確定申告や住民税申告の際に、社会保険料控除額を確認するための資料として、納付義務者等に限って交付されているものである。

一方で、条例に基づく公文書公開請求は、請求者を限定しておらず、たとえ請求者が請求者自身に関する情報を請求する場合であっても、請求者が本人か否かといった事情は考慮されない。

以上のとおり、両制度は請求者の適格性が異なる制度であり、関連性はないため、審査請求人の主張するような整合性に係る矛盾はない。

4 審査請求人は、審査請求の理由において、個人情報の開示に言及しているところ、死者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求の対象とはならないが、当該死者の個人情報が同時に生存する個人に関する情報であり、かつ、当該生存する個人を識別できる場合には、保有個人情報の開示請求の対象となる場合がある。

ただし、本件公開請求に係る情報が、当該保有個人情報の開示請求の対象となる場合に該当するか否かについては、公文書公開請求書や審査請求書の記載内容からは判断できない。

第5 当審査会の判断

1 本件請求対象文書における特定の個人に係る情報が条例第7条第2号本文の非公開情報に該当するか

(1) 条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものを非公開情報とすることを定めている。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 後期高齢者医療保険料払込明細書には、特定の個人の住所及び氏名、当該個人に係る特定の1年間における後期高齢者医療保険料の払込額、

当該払込額に係る特別徴収額及び普通徴収額の内訳といった情報が含まれている。

- (3) これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当するものと解される。

2 存否応答拒否の相当性

- (1) 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、公開請求された公文書が非公開情報を含むものであって、その存否について回答するだけで、当該非公開情報を公開したことと同じ効果があることとなる場合には、当該公文書の存否にかかわらず、常に存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することとするものである。

- (2) この点に関し、本件公開請求は、特定の個人の氏名を明示し、かつ、当該個人が故人であるとした上で対象となる文書を特定している。

後期高齢者医療保険料払込明細書に含まれている情報は、前記1における検討のとおり、条例第7条第2号の非公開情報に当たる情報であり、本件公開請求に対し条例第7条第2号に該当することを理由に非公開決定を行うと、当該個人について徳島市に在住する後期高齢者医療保険の被保険者であることや、当該個人の後期高齢者医療保険料の納付の有無、さらには当該個人が故人であるか否かという情報をも公開することとなり、条例第7条第2号の非公開情報を公開したことと同じこととなる。

- (3) 前記(2)の点を踏まえれば、本件請求対象文書については、存否を明らかにすること自体が条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるのであって、徳島市長が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは相当と認められる。

3 各種制度に関する審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件公開請求に先立ち、本件請求対象文書に関し対象年を異にする令和2年から令和6年までの分については、既に交付を受けていることを根拠に、このことと本件処分に矛盾があると主張する。

しかし、当該交付は、処分担当課が公文書公開請求とは異なる制度に基づき独自に行ったものであるから、審査請求人の主張は当たらない。

- (2) 加えて、審査請求人は、自身が本件請求対象文書に係る特定の故人の相続人であり本件請求対象文書を必要としていること、徳島市には死者の情報の開示申出制度がないこと等を挙げて、本件審査請求には理由があると主張する。

審査請求人が主張するこれらの事情は、本件請求対象文書を取得し得る立場であるにもかかわらず、その手続がない旨をいうものと解されるが、当該事情は本件処分の当否とは直接関係がない。

更に言えば、死者に関する情報は、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であるといえる場合については、当該生存する個人の個人情報として、個人情報の保護に関する法律第76条に基づく保有個人情報の開示請求の対象となり得る場合があるから、審査請求人の主張は当たらない。

- (3) したがって、これらの点に係る審査請求人の主張は、いずれも採用することができず、本件審査請求には理由がない。

4 その他

その他、審査請求人は、本件処分の手続等に関し縷々述べるが、その主張は採用することができない。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審査会の判断は以上であるが、公文書公開請求と保有個人情報の開示請求の取扱い等について、若干付言することとする。

条例第5条の規定に基づく公文書公開請求は、市民の知る権利の保護や市政の諸活動に係る市民への説明義務を果たすこと等を趣旨とする制度であり、請求者の属性や対象公文書の性質の如何にかかわらず、公開請求に応じて請求の対象とされた公文書を原則として公開することとなる。

他方、個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく保有個人情報の開示請求は、行政機関が保有する個人情報に係る本人が、自己情報の正確性や取扱いの適正性等を確認するため、自己情報コントロール権を行使

するための手段として設けられた制度であり、請求の対象とされた個人情報に係る本人及びその代理人に限って開示されることとなる。

このように、公文書公開請求と保有個人情報の開示請求は、その趣旨や性質を全く異にする制度であるところ、請求等の手続が類似していることから、両制度の混同を招くおそれがあり、その選択を誤れば、請求者が意図する情報を適切に入手できないこととなる。

実施機関においては、請求を受け付ける際に公文書公開請求と保有個人情報の開示請求の差異について請求者に分かりやすく説明し、その意図を十分に確認した上で適切な請求方法を教示する等、両制度の適切な運用のあり方についてより一層配慮されたい。

以 上

《参考 1》

答申の決定に関与した委員

会長	島内 保彦
委員	島尾 大次
委員	兵田 愛子
委員	三木田 尚美
委員	村崎 文彦

《参考 2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和 7 年 8 月 18 日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和 7 年 9 月 2 日	徳島市長から弁明書の送付を受けた。
令和 7 年 9 月 8 日 (7 年度第 5 回審査会)	審議を行った。
令和 7 年 9 月 11 日	徳島市長から審査請求人の反論書の送付を受けた。
令和 7 年 10 月 3 日 (7 年度第 6 回審査会)	審議を行った。
令和 7 年 10 月 20 日 (7 年度第 7 回審査会)	答申を確定した。